

(別記)

決議

資本主義經濟組織の下に勞働階級が團結し、自己の生活權を擁護せんとするは当然なる權利にして、社會全體の認むる處である。然るに今日法外に東京鐵骨橋梁製作所の執事等一切の勞働者對其の權利を蹂躪せんとするものあり、故に遂行するに甚だしく必要あり。

我々は會社方面に對して權利の確り憲法的立場に依り、事件の解決に誠意を發揮せんことを要せず。

第一會社方面にて保守親連なる態度を保持せんが爲に、勞働的不祥事の勃発は其の甚だしく、故に會社方面に對し、是より先んじて對策を講ず。

右決議す

一九三〇、七月

東京鐵工組合 代表 理事 倉

勞社第二二〇七號

昭和五年七月十一日

警視總監 丸山 鶴吉

5.7.12
143

内務大臣安達謙藏殿
社會局長官殿
神奈川縣知事殿

合資會社東京鐵骨橋梁製作所、勞働爭議之関スル件 (第十七報)

要旨、會社側ハ従業員一〇二名、外臨時傭人ヲ以テ順調ニ作業継続中、爭議因側ハ其後不穩、行動ナク工場附近ニ警備軍ヲ派シ、家庭訪問等ヲ繰返シ居レルニ、氣勢揚々ナリ

標記勞働爭議ハ其後特種ノ行動ナク又狀況尤託ノ通

訖

會社側